

## 訪問看護重要事項説明書

### 事業の目的

在宅療養者の保健衛生の向上と福祉の増進を図るため、介護保険法・高齢者の医療の確保に関する法律および高齢者の医療の確保に関する法律の基本理念に基づいて実施します。主治医の指示に基づき、療養者の家庭における療養生活を支援し、必要な看護及び指導を行ないます。

### 通常の事業の実施範囲

原則として舞鶴市内とする。

### 営業日・営業時間

- \* 月曜日～金曜日…… 9時00分～17時00分まで
- \* 訪問時間は30分～1時間30分です。
- \* 土、日曜・祝祭日・年末・年始は、原則としてお休みさせていただきます。
- \* 1時間30分をこえる訪問看護、営業時間外の訪問についてはご相談に応じます。

### 訪問看護職員

- \* 管理者 1名（訪問看護と兼務）  
所属職員を指揮監督し、適切な業務の運営が行われるように統括する。
- \* 看護師 12名（ケアマネジャーと兼務1名）  
(介護予防)訪問看護計画書及び報告書を作成し、(介護予防)訪問看護を担当する。
- \* 介護職員 0名  
必要な場合、訪問看護の補助を行う。

### 訪問看護内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナル・ケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

## 個人情報保護

### ( 1 ) 個人情報保護に関する方針

ピア・サポート訪問看護ステーションは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護する為に次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ・個人情報は適正な取得に努め、使用目的を達成する為には正確・最新の内容を保ちます。
- ・通常、必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。個人情報は利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

尚、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、意思表示により変更等の対応をいたします。意思表示の無い場合は同意が得られたものとします。

上記以外で個人情報を第三者に提供する際は、あらかじめご本人の同意を文書で得ます。

ただし、都道府県等外部監査機関などは第三者に該当しない為に、文書で同意を得ない事があります。

- ・個人情報の保護に対する照会にはいつでも問い合わせ窓口で対応します。
- ・従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- ・個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
- ・個人情報の開示を求められた場合は、当訪問看護ステーションの情報提供の手続きに従って開示します。
- ・個人情報の確認・訂正・利用停止・第三者への提供の停止を求められた場合は、その要求が適正かを遅滞なく必要な調査の上、判断して対応いたします。

### ( 2 ) ご利用者様の個人情報の利用目的

訪問看護を実施する為、以下の範囲で個人情報を利用させて頂きます。

#### 訪問看護ステーション内での利用

- ・ご利用者様に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・医療保険・介護保険請求等の事務
- ・事故等の報告・連絡・相談
- ・ご利用者様への看護サービスの質向上（ケア会議、研修等）
- ・その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

#### 他の事業所等への情報提供

- ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用者に文書で同意を得ます）照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・家族等介護者への心身の状況説明
- ・医療保険・介護保険事務の委託
- ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## その他上記以外の利用目的

- ・看護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- ・訪問看護ステーションで行なわれる学生の実習への協力
- ・学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

## 事故発生時の対応

- \* 担当者から報告を受け、管理者が対応します。（サービス相談窓口と同様）
  - ・対応方法について  
緊急性が高いか低いかを判断。  
高い場合は救急車を要請し搬送。  
事業所・主治医・担当ケアマネジャー・家族・緊急連絡先に連絡。  
原因と結果・責任の所在と内容の明確化。  
具体的な対応策・再発防止策を話し合い、今後の対応を決定し実施。
- \* 看護師賠償責任保険に加入しています。

## 緊急時の対応

- \* 当ステーションにご連絡ください。 **連絡先 64-4335**
- \* 営業時間・営業日以外でも看護師に転送されますので、上記連絡先にご連絡ください。

## 相談、要望、苦情などの窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

- ・苦情対応方法について
  - 1 ) 担当者及び所長が事実の調査と対応方法を検討。
  - 2 ) 原因と結果・責任の所在と内容の明確化。
  - 3 ) 具体的な対応策・再発防止策を話し合い、今後の対応を決定。
  - 4 ) 事実と改善対応方法を報告し実施。

## サービス相談窓口

( 1 ) 有限会社 ピア・サポート 取締役 神谷 友子

所在地 : 京都府舞鶴市竜宮町3番地の18

電話番号 : 0773-64-4335 FAX : 0773-64-4337

受付時間 : 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00

( 祝祭日および年末年始を除く )

緊急時 : 24時間連絡可能

( 2 ) 市役所の担当課

介護保険 : 舞鶴市福祉部 高齢者支援課

電話番号 : 0773-66-1013 FAX : 0773-62-7957

医療保険 : 舞鶴市福祉部 保険医療課

電話番号 : 0773-66-1003

( 3 ) 京都府国民健康保険団体連合会

所在地：京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内

電話番号：075-354-9011 FAX：075-354-9099

**利用料金等：《介護保険法》の基本利用料**

**下記に介護保険負担割合証に記載された負担割合の値を乗じた金額**

	介護	介護予防
20分未満	314円	303円
30未満	471円	451円
30分以上1時間未満	823円	794円
1時間以上1時間30分未満	1,128円	1,090円

- ・早朝 6：00 から 8：00、夜間 18：00 から 22：00 は上記に 1.25
- ・深夜 22：00 から 翌朝 6：00 は上記に 1.5 を乗じた金額となります。

**その他加算料金**

- ・サービス提供体制強化加算（ ） 6円（1回の訪問につき）
- ・サービス提供体制強化加算（ ） 3円（1回の訪問につき）
- ・初回加算（ ）（退院日に訪問した場合） 350円
- ・初回加算（ ）（その他の場合） 300円
- ・退院時共同指導加算（1回につき） 600円

退院・退所時に退院時共同指導を行った場合、加算となります。

- ・緊急時訪問看護加算（1月につき） 600円

24時間連絡体制にて看護に対する意見を求められた場合に、常時対応できる体制を行なっています。（看護師以外が電話に出た場合は、速やかに看護師と連携を取り、対応いたします。）

計画的に訪問することになっていない緊急訪問を、必要に応じて行ないます。

緊急時訪問を行なった場合は、当該緊急時訪問の所要時間に応じた

所定利用料が加算となります。（早朝・夜間・深夜の加算があります）

- ・特別管理加算（1月につき） 250円  
500円（重症度の高いもの）

特別な管理を必要とする利用者の方に対し、計画的な管理を行ないます。

- ・複数名訪問加算（1回につき） 254円（30分未満）

402円（30分以上）

- ・複数名訪問加算（1回につき） 201円（30分未満）

317円（30分以上）

厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に、同時に複数の看護師(複数名訪問加算 )  
若しくは、同時に看護師と看護補助者(複数名訪問加算 )が訪問看護を行った場合、  
加算となります。

- ・長時間訪問看護加算 (1回につき) 300円  
特別な管理を必要とする利用者の方に対し、1回の訪問時間が  
1時間30分を超える場合、加算となります。
- ・看護・介護職員連携強化加算 (1月につき) 250円  
訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護  
員に対する助言等の支援を行った場合、加算となります。
- ・専門管理加算 (1月につき) 250円
- ・口腔連携強化加算 (1月につき) 50円
- ・看護体制強化加算 ( ) (1月につき) 550円
- ・看護体制強化加算 ( ) (1月につき) 200円
- ・看護体制強化加算 (1月につき) 100円
- ・ターミナル・ケア加算 (死亡月) 2,500円  
死亡日前14日以内に2回以上、ターミナル・ケアを行なった場合に加算となります。
- ・超過料金 30分毎 1,000円  
訪問時間がケアプランを超えた場合に、超過料金が加算となります。

#### 医療保険の利用料金

《医療保険》後期高齢者医療：訪問看護に要する費用の1割(一定以上の所得者は3割負  
担)

健康保険：該当保険の自己負担割合分

営業日以外の訪問看護料：1日 2,000円

#### その他の利用料金

- ・死後の処置料 15,000円
- 営業時間外に死亡時訪問看護を行った場合
- ・死亡時訪問看護料 10,000円を死後の処置料に加算いたします。
- ・医療保険で定められた訪問回数を超える訪問看護 1回ごと 4,000円
  - ・早朝6:00から8:00、夜間18:00から22:00は上記に2,000円
  - ・深夜22:00から翌朝6:00は上記に4,000円を加えた金額となります。
- ・90分を超える訪問看護 30分ごと 1,000円
- ・日常生活上必要な物品 実費

緊急時訪問看護加算契約、若しくは24時間対応体制加算契約を締結していない方に、  
緊急時訪問看護を行った場合

- ・緊急時訪問看護料 訪問1回ごと 10,000円を徴収いたします。

通常の実施地域以外の交通費

**舞鶴市内は無料**

舞鶴市以外の地区については舞鶴市との境界を起点として

片道 10キロメートル以内の場合 200円（往復分ガソリン代相当）

以後 1キロメートル増す毎に 20円（往復分）加算となります。

但し、厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する利用者に対しては徴収いたしません。

**第三者による評価の実施状況**

実施した年月日：平成 28 年 3 月 15 日 実施した評価機関：京都府介護福祉士会

結果の開示状況：京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページで開示

- \* 訪問看護提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日： 令和 7 年 月 日

（有）ピア・サポート 訪問看護ステーション

説明者 氏名 印

- \* 私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

同意日： 令和 7 年 月 日

利用者 住所 舞鶴市

氏名 印

（代筆 \_\_\_\_\_ ）